

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

（抄）

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課・
振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）

（平成30年5月29日）」の送付について

計11枚（本紙を除く）

Vol.657

平成30年5月29日

厚生労働省老健局

高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3971、3937、3949）
FAX：03-3595-4010

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護関係共通事項】

○ 生活機能向上連携加算について

問1 「ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等とサービス提供責任者で事前に方法等を調整するものとする」とあるが、具体的にはどのような方法があるのか。

(答)

利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行った上で、訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならないことから、外部の理学療法士等は、生活機能アセスメントに留意した助言を行うことが求められる。

- ① 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
- ② 生活機能アセスメントの結果に基づき、①の内容について定めた3月を目途とする達成目標
- ③ ②の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
- ④ ②及び③の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容

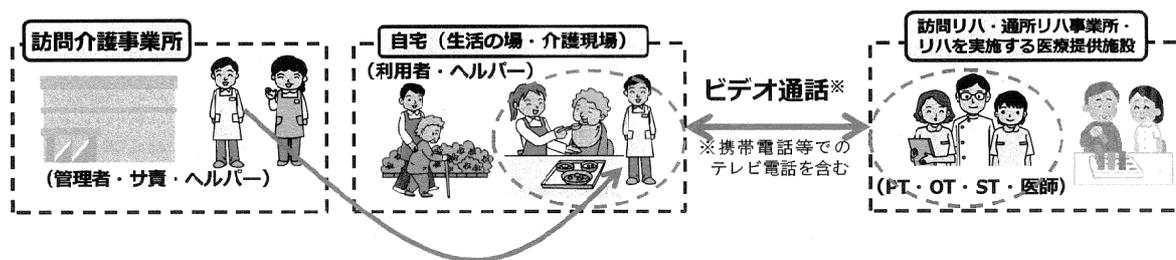
ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合については、具体的には次のような方法が考えられる。

- ① 訪問介護事業所のサービス提供責任者と外部の理学療法士等が、リアルタイムでのコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な情報通信機器を用いて、外部の理学療法士等が利用者のADL及びIADLの状況を把握すること。なお、通信時間等の調整を行い、当該利用者の自宅（生活の場・介護現場）にてビデオ通話を行うこと。
- ② 訪問介護事業所のサービス提供責任者と外部の理学療法士等が、あらかじめ、動画によって利用者のADL及びIADLの状況について適切に把握することができるよう、動画の撮影方法及び撮影内容を調整した上で、訪問介護事業所のサービス提供責任者が利用者宅で動画撮影を行い、当該動画データを外部の理学療法士等に提供することにより、外部の理学療法士等が利用者のADL及びIADLの状況を把握すること。なお、当該利用者のADL及びIADLの動画内容は、当該利用者の自宅（生活の場・介護現場）の環境状況、動作の一連の動き等がわかるように撮影すること。

また、実施に当たっては、利用者の同意を取るとともに、個人情報の適切な取扱いに留意することが必要である。SNS (Social Networking Service) の利用については、セキュリティが十分に確保されていないサービスもあることから、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会 (HISPRO) が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」を参考に、適切な対策を講じることが適当である。なお、外部の理学療法士等が、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末を利用して行う場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン (第5版)」(平成29年5月)に対応していることが必要である。

ICTを活用した動画やテレビ電話を活用する事例

(1) リアルタイムでのコミュニケーション (ビデオ通話) が可能な情報通信機器を活用する場合



(2) 撮影方法及び撮影内容を調整した上で動画を撮影し、動画データを外部の理学療法士等に提供する場合



■報酬算定上の留意事項について

□訪問看護サービス部分が医療保険になる場合について【定期巡回】

介護保険の被保険者であって、要介護（支援）認定を受けている者については、原則として介護保険から訪問看護の給付が行われるが、

- ①末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者（留意事項通知・青本P 4 6 0）
- ②利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、交付の日から14日間を限度として（留意事項通知・青本P 4 7 1）

また、

- ③精神疾患を有する患者であり、精神科訪問看護指示書が交付された場合（認知症が主傷病であって精神科訪問看護指示書が交付された患者を除く）（平成26年度診療報酬改定による）についても医療保険の給付対象となるもの。

→定期巡回随時対応型訪問介護では「（1）訪問看護サービスを行わない場合」の算定

※医療保険側の規定により、介護保険対応となるものがあるので、よく確認しておくこと。

※介護保険の区分支給限度基準額を超える場合であっても、本人の希望等の理由により

※「厚生労働大臣が定める疾病」は、特定疾患治療研究事業の対象疾患の一部だけなので、よく確認すること。

→特定医療受給者証の有無と訪問看護が医療保険になるかどうかは直接の関係はない。

医療保険で請求することはできない。

□（平成30年4月～）同一建物減算について

【定期巡回】600単位/月減算、900単位/月減算

① 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供については、事業所と同一敷地又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等に限る）に居住する場合に600単位/月の減算とされているが、建物の範囲を見直し、有料老人ホーム等以外の建物も対象とする。※「有料老人ホーム等」とは養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を指す。

(2) また、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する人数が1月あたり50人以上の場合は減算幅を900単位/月とする。

② その際、減算を受けている者と、減算を受けていない者との公平性の観点から、減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には減算前の単位数を用いることとする。

□サービス提供体制強化加算について

次のいずれにも該当すること。

- ・従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修時間、実施時期を定めた研修計画を作成し当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- ・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項（※）の伝達又は当該指定訪技術指導を目的とした会議を概ね1月に1回以上開催し、その概要を記録すること。

※利用者に関する情報若しくはサービス提供時に当たっての留意事項

- ・利用者のADLや意欲
 - ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
 - ・家族を含む環境
 - ・前回のサービス提供時の状況
 - ・その他サービス提供に当たって必要な事項
- ・当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を少なくとも1年に1回、事業主負担で実施すること。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。
 - ・当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、資格保持者、勤続年数3年以上の者の占める割合等がそれぞれ（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）に規定される割合を満たすこと。

- ・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。
- ・勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

※ 当該加算を算定している事業所においては、職員の割合について、前年4月から2月までの平均を計算し、計算結果が加算の要件を満たさなくなった場合等については、すみやかに「体制の変更」を届け出ること。

- ・「常勤換算方法」とは「該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法
- ・当該加算算定中に当該年度のある時点で職員の割合を満たさなくなった場合の取扱いについては、ある時点において所定の職員の割合を満たしていなくとも、前年度の平均（3月を除く）を満たしていれば、当該年度については算定することができる。ただし、上記の場合で当該年度の平均（3月を除く）が満たさなくなれば、翌年度については算定することができない。